

議案第 10 号

**名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程の  
一部を改正する規程の制定について**

名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程（平成19年教育委員会規程第3号）の一部を改正する規程を別紙のとおり制定する。

令和 2年 3月 2日提出

名張市教育委員会  
教育長 上 島 和 久

## 名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程の一部を改正する規程の制定について

### 1. 改正理由

遠距離通学等児童生徒通学費補助金の交付対象者に、新たに教育委員会が特に必要があると認めた場合を追加するために、所要の改正を行うものである。

### 2. 改正内容

通学距離や交通の便等を考慮し、教育委員会が特に必要があると認めた場合に補助金を交付する規定を追加する。

### 3. 施行期日

公表の日から施行する。

名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程の一部を改正する規程  
名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程（平成19年教育委員会規  
程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、通学距離、交通の便等を考慮して教育委員会が特に必要があると認めた場合

附 則

この規程は、公表の日から施行し、改正後の第3条第2項の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

名張市遠距離通学等児童生徒通学費補助金交付に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>(補助の対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象とする。</p> <p>(1) 特別支援学級に在籍する児童等が自転車を使用して通学する場合又は常時保護者に自動車で送迎されて通学する場合</p> <p>(2) 安全確保のため交通機関を利用して通学することを教育委員会が認めた場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>通学距離、交通の便等を考慮して教育委員会が特に必要があると認めた場合</u></p> | <p>(補助の対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象とする。</p> <p>(1) 特別支援学級に在籍する児童等が自転車を使用して通学する場合又は常時保護者に自動車で送迎されて通学する場合</p> <p>(2) 安全確保のため交通機関を利用して通学することを教育委員会が認めた場合</p> |